

公益財団法人富山県アイバンク出張旅費規程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 公益財団法人富山県アイバンクの役員又は職員に対する出張旅費の支給に
関しては、この規程の定めるところによる。

(出張命令)

第2条 旅費は、出張命令による旅費について支給する。

2 出張命令者及び出張命令を受ける者の範囲は、別表第1に定めるところによる。

(旅費の種別)

第3条 旅費の種別は、次に掲げるところによる。

①交通費 ②宿泊費 ③食卓費

(旅費の支給区分)

第4条 旅費の支給を受ける者の区分及び金額は、原則として別表第2に定めるところ
による。

(特急急行料金)

第5条 役員又は職員が、特別急行列車を運行する路線により片道50キロメートル以上
の出張をする場合には、鉄道賃のほかに特急急行料金及び座席指定料金を支給
する。

(航空賃)

第6条 航空賃は、出張命令者が用務の性質上必要と認めた場合に支給する。

(航空賃及び自動車賃)

第7条 航空機又は乗客自動車の賃料額は、現に支払った額とする。

(旅費弁償)

第8条 旅費の支給は、別表第2に定めるところによる。但し、近距離で自家自動車を
使用した場合は、一律 1,500 円を支給する。

(理事会、評議員会の旅費)

第9条 理事長召集の会議に出席のための旅費については、職員に対して一律

1,500 円を支給する。

(宿泊費及び食卓料)

第 10 条 宿泊費及び食卓料は別表第2に定めるところによる。但し、午前7時以前の出発又は午後7時以降の帰着については、それぞれ朝食卓料、夕食卓料を支給する。

第3章 雑 則

(旅費の調整)

第 11 条 目的地における滞在が長期にわたる出張の場合で、理事長が調整の必要を認めるときは、通常の旅行に支障のない額まで旅費の減額をすることができる。

(例外措置)

第 12 条 理事長は、出張者がこの規程による出張することが当該出張における特別の事情により、又は当該出張の性質上困難であると認め得る場合には、別途配慮の上支給することができる。

(出張依頼)

第 13 条 当法人は、法人の用務のため必要がある場合においては、役員又は職員以外の者に対し出張を依頼することができる。

2 前項の場合において、出張の依頼を受けた者に支給する旅費等は、その都度定める。

(その他)

第 14 条 この規程の実施に必要なための手続き、その他必要な事項については、緊急を要するときはスタッフ委員会で協議して定め、次の開催される理事会において承認を得るものとする。

第4章 附 則

(施行期日)

この規程は、平成6年8月1日から実施する。

この規程の改廃は、評議員会の議を経て理事会において決議する。

平成22年3月11日一部改正。

(別表)

第1

出張命令者	出張を受ける役職員
理事長	役員、評議員
常務理事	職員

第2

区分	鉄道料金	宿泊費		食卓料		
		政令指定都市	その他	朝	昼	夜
役員	グリーン	12,000 円	10,000 円	1,000 円	1,500 円	2,000 円
職員	通常	10,000 円	8,000 円	800円	1,300 円	1,800 円